

## 役員退職金を上手に活用しよう

今回は、役員退職金についてご説明します。役員退職金は、実際に会社を辞める場合だけでなく、取締役から一般の従業員へ変わるタイミング等で支給することができます。

また、役員退職金は、そもそも長年会社のために貢献した事に報いることが本来の目的ですが、節税対策を目的として活用されることもよくあります。さらに、貰う側の税金も優遇されているので、上手に使えば、会社と個人双方にとって大きなメリットがあります。

### ●役員退職金規定

役員退職金は、役員退職金規程にもとづき支給します。支給額の計算方法は、次のようなものが一般的です。

【最終報酬月額×在任年数×役位別倍率】

この場合、退任直前の役員報酬をもとに計算します。ただし、「最終報酬月額」→「最高報酬月額」と規定を事前に改定しておくことで、過去に支給した最高額をもとに計算することが出来ます。

### ●退職所得の計算

所得税・住民税の課税対象となる退職所得は、次の計算で求めます。

【(退職金－退職所得控除額) × 1/2】

退職所得控除額は、次の計算で求めます。

#### ・勤続年数20年以下

→40万円×勤続年数(80万円未満の場合は80万円)

#### ・勤続年数20年超

→70万円×(勤続年数－20年)

例えば、勤続年数30年であれば、退職所得控除額は次のようになります。

40万円×20年＋70万円×(30年－20年)  
＝1,500万円

当然、退職金が退職所得控除額の範囲内であれば、所得税及び住民税は課税されません。とても優遇されている税制といえます。

### ●役員退職金の活用例

例えば、会社が契約者かつ受取人の保険等が満期となり、多額の返戻金に戻ってきた期には、法

人税等の負担がその分増加します。そこで、返戻金を原資として役員退職金を同じ期に支給することで、結果として保険の返戻金による利益が相殺され、節税となります。

### ●平成24年度 税制改正の影響

勤続年数5年以下の役員等に対し、平成25年1月1日以降に支給する役員退職金から、「1/2課税」が廃止されます。1/2課税の廃止とは、退職所得の計算過程の中で「×1/2」部分を廃止することです。

### ●役員退職金の損金算入時期

#### 【原則】

株主総会の決議等によって退職金の額が具体的に確定した日に損金となります。

株主総会の決議等を行った日が、決算日の前であれば未払でも今期の経費となりますが、決算日の後になってしまうと翌期の経費となる点に注意が必要です。

#### 【例外】

法人が退職金を実際に支払った日に損金経理をしたときは、その支払った日に損金算入することも認められます。

### ●役員退職後の注意点

(1) 役員退任の登記を行う

(2) 役員退職後も給与を支給する場合、役員当時よりも、おおむね50%以上減額した金額とする

(3) 退職前の役員の仕事は行わない

これらは、税務調査でチェックされる項目となります。特に、退職後も同じような仕事をし、税務署に「実態は退職したとは言えない」と判断されてしまうと、「役員賞与」として

全額が損金不算入となる可能性があります。

実際に役員の退職をお考えの方は、一度担当者にご相談ください。

(佐藤 卓也)

